

6-2
523

国立大学厚生補導協議会規約(案)

第一章 総 則

才一条 本会は国立大学厚生補導協議会と称する

才二条 本会は国立大学の厚生補導に関する部をもつて組織する

才三条 本会は事務所を東京都におく

才二章 目的及事業

才四条 本会は会員相互の協力によつて、大学の厚生補導に関する知識と實務の向上を凶り、わか国教育の振興に奇與することを目的とする

才五条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う

- 一 厚生補導に関する研究集云、協議会等の開催
- 二 厚生補導に関する内外の資料の研究、調査、刊行
- 三 關係団体及び公庁との連絡協力
- 四 その他必要な事項

才三章 機 關

才六条 本会に委員会をおく

才七条 委員会は全国各地区から選出された委員をもつて構成する
その地区及び委員数は別に定める
委員の任期を一年とする。但し再選を妨げない
委員会の左の役員をおく

- 委員長 一名
- 副委員長 一名
- 常任委員 若干名
- 監査委員 若干名

才八条 役員は委員の互選によつて定める

才九条 委員長は本会を代表する

副委員長は委員長事故あるときこれを代理する
常任委員は委員長を補佐し業務を担当する
監査委員は本会の業務を監査する

才十条 本会に必要な専任委員会をおくことかできる

才四章 会 議

天野 368



計	九	四	中	近	北	東	東	關	東	北	海
	州	国	国	畿	陸	海	京	東	北	道	
一八	二	一	一	二	一	二	三	三	二	一	

地区別委員数(案)

この規約は昭和二十五年 月 日から実施する

附 則

- 才十一條 総会は毎年一回これを開く、但し委員会が必要と認めたる場合は臨時に総会を開くことかできる
総会では予算、決算、規約の変更その他重要な事項を審議決定する
- 才十二條 委員会は毎年二回以上委員長が招集する
才五章 事業の執行及び会計
- 才十三條 本会の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る
- 才十四條 本会の費用は必要に及び会員において負担するものとする